

Q25 不承認処分について教えてください。

A

沖縄県は、沖縄防衛局の当初の出願内容が5年で埋立工事を完成させるとの内容であったことなどから、普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であることに鑑み、公有水面埋立法の要件を満たすと考え、平成25年（2013年）12月に埋立承認を行いました。

しかし、承認から5年が経過した平成31年（2019年）になっても埋立工事は完成せず、沖縄防衛局は、令和2年（2020年）4月に、軟弱地盤が判明したため承認を得た内容では工事は行えず、地盤改良工事の追加が必要であるとして、今後、変更承認を得た後に要する工期を9年余り（基地として提供されるまで約12年）として変更承認申請を行いました。

沖縄県は、次のような事情を踏まえると公有水面埋立法の要件を満たさないことから、令和3年（2021年）11月に変更承認申請を不承認とする処分を行いました。

（不承認とした理由）

- 申請内容によれば、SCP工法による地盤改良は、直径2メートル及び1.6メートルの砂杭を、東側護岸の約1キロメートルに約1万6千本打設するものとなっており、その打込深度70メートル以上に対応可能な国内の作業船3隻をすべて使用し、しかもそのうち2隻は改造が前提となるなど、国内で前例のない大規模かつ高度な地盤改良工事を実施するものです。

それにもかかわらず、軟弱地盤が海面から90メートルの深さに達し、未改良部分が残らざるを得ないB-27地点については、地盤の強度の把握を目的とした調査すらも行われていません。

- また、ジユゴンに及ぼす影響について、調査や対策の検討が行われていないほか、砂杭を打ち込むことにより海底が盛り上がることについて環境保全に配慮した検討がなされていません。
- 申請内容は、当初の出願内容と比べて工期を実質3倍以上とするものであるため、埋立ての目的である「普天間飛行場の危険性を早期に除去」することと整合しません。



写真出典：「現有作業船一覧 2017」

<作業船>